【様式】

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（委託者保護基金）
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人税：義 法人住民税、法人事業税：義（自動連動）
		②	上記以外の税目	所得税：外、個人住民税：外
3	内容			《制度の概要》 商品先物取引業者が破綻し、委託者に対する資産の返還ができない場合に、委託者保護基金はこれを補填する、ペイオフのための財源として委託者保護資金制度を設けている。この制度の財源の維持・充実を図るため、会員である商品先物取引業者が納付する負担金の損金算入を可能とする。
				《関係条項》 ・租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号） 第 66 条の 11 第1項第5号 ・租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 28 条第 1 項第 4 号
4	担当部局			経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室
5	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和８年８月 分析対象期間：令和３年度～令和７年度
6	創設年度及び改正経緯			平成 22 年創設 平成 25 年度税制改正において、改正金商法に対応するため租税特別措置法施行令第 39 条の 22 を改正。
7	適用期間			恒久措置
8	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 消費者が安心して取引できる市場環境を整備することにより、消費者の財産を保護するとともに、国民経済の健全な発展を達成する。
				《政策目的の根拠》 〇商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号） （目的） 第二百七十条　委託者保護基金は、第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払その他の業務を行うことにより委託者の保護を図り、もつて商品市場に対する信頼性を維持することを目的とする。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	1．経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	日本商品委託者保護基金は、商品先物取引業者から負担金を徴収し、商品先物取引業者が破綻した場合における補償対象債権の支払い等に要する費用に充てるための資金（委託者保護資金）を設けている。本特例により、商品先物取引業者が同基金に納付する負担金の損金算入を可能とすることで、委託者保護資金の円滑かつ確実な造成

			及び適切な水準の維持を図り、商品先物取引業者の破綻時における委託者資産の確実な保護を通じて、商品市場に対する信頼性を維持し、委託者が安心して参加できる市場環境を確保する。 【委託者保護資金の造成水準の目標】 単位:億円 令和3年度 / 令和4年度 / 令和5年度 / 令和6年度 / 令和7年度（目標） 資金：98 / 98 / 98 / 98 / 98 ※日本商品委託者保護基金業務規程及び現行水準。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	商品先物取引業者が納付する法定の義務負担である負担金について損金算入の特例を設けることにより、委託者保護資金の維持・充実を図り、商品先物取引業者の破綻時における委託者の財産の保護及び商品市場に対する信頼性の維持に寄与する。
9	有効性等	①	適用数	【適用数】 単位:件 令和3年度（実績） / 令和4年度（実績） / 令和5年度（実績） / 令和6年度（実績） / 令和7年度（実績） 適用数：0 / 0 / 0 / 0 / 0 ※経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室調べ。 ※法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。 ※令和3年度～令和6年度の適用数について、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 211 回国会報告、第 213 回国会報告、第 217 回国会報告、第 221 回国会報告）の値は、本措置以外の租税特別措置等の適用数を含んでおり、本措置部分のみの件数を抽出することができないことから、上記の経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室調べを採用。 ※ 令和7年度の適用数はまだ国会報告がされていないことから、上記の経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室調べを採用。
				【算定根拠】 ―
		②	適用額	【適用額】 単位:円 令和3年度（実績） / 令和4年度（実績） / 令和5年度（実績） / 令和6年度（実績） / 令和7年度（実績） 法人税：0 / 0 / 0 / 0 / 0 法人住民税：0 / 0 / 0 / 0 / 0 法人事業税：0 / 0 / 0 / 0 / 0 ※経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室調べ。 ※令和3年度～令和6年度の適用額について、租税特別措置の適用

実態調査の結果に関する報告書（第 211 回国会報告、第 213 回国会報告、第 217 回国会報告、第 221 回国会報告）の値は、本措置以外の租税特別措置等の適用額を含んでおり、本措置部分のみの件数を抽出することができないことから、上記の経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室調べを採用。
※ 令和7年度の適用額はまだ国会報告がされていないことから、上記の経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室調べを採用。

〇分析対象期間内の適用数が0であるため、適用額も0である。

【算定根拠】
―

③ 減収額

【減収額】

単位：円

	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）	令和6年度（実績）	令和7年度（実績）
法人税	0	0	0	0	0
法人住民税	0	0	0	0	0
法人事業税	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

※経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室調べ。
※令和3年度～令和6年度の適用額について、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 211 回国会報告、第 213 回国会報告、第 217 回国会報告、第 221 回国会報告）の値は、本措置以外の租税特別措置等の減収額を含んでおり、本措置部分のみの件数を抽出することができないことから、上記の経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室調べから算出。
※令和7年度の減収額はまだ国会報告がされていないことから、上記の経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室調べから算出。

〇分析対象期間内の適用数が0であるため、減収額も0である。
【算定根拠】
―

④ 効果

《政策目的（8①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）の実現状況》
本措置により、委託者保護資金の維持・充実が達成されており、商品市場に対する信頼性の維持、委託者が安心して参加できる市場環境の確保が実現されている。なお、今回の分析対象期間内においては、ペイオフ等の発動による委託者保護資金の利用がなかったことから、委託者保護資金の残額の変動はない。

【委託者保護資金の残額】

単位：千万円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標	980	980	980	980	980

				実績	985	985	985	985	985
				達成率	101%	101%	101%	101%	101%
				※経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室調べ。 ※小数点以下は四捨五入。					
				《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 分析対象期間内においては、ペイオフ等の発動による委託者保護資金の利用がなかったことから、本措置を適用した実績はないが、委託者保護のため引き続き本措置を通じて、委託者保護資金の維持・充実を図ることが必要である。				
				《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 令和 3 年度から令和 7 年度までの間、ペイオフ等の発動による委託者保護資金の利用がなかったことから、負担金の納付及び本特例の適用実績は 0 件であった。 このため、当該期間における本特例の政策効果は実績として発現しておらず、有効性を定量的に検証することは困難である。 一方、本特例は、ペイオフ等の発生時に負担金が納付される場合に限って適用される待機的な措置であり、適用実績が 0 件であることのみをもって、有効性がないとは評価できない。				
		⑤	税収減を是認する理由等	本措置により委託者保護資金の維持・充実が実現し、委託者保護に寄与するため。					
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	商品先物取引業者は商品先物取引法により委託者保護基金への加入(第 276 条)及び負担金の納付(法第 314 条)が義務付けられており、委託者保護資金の維持・充実のため、この負担金について税制上の損金算入の措置が講じられることは妥当である。 また、ペイオフ等の発動による委託者保護資金の利用は事前に把握することが困難であるため、予算措置で対応するのは困難であり、税制の措置で手当てすることが妥当である。					
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。					
		③	地方公共団体が協力する相当性	本措置は、地方公共団体との関係はない。					
11	有識者の見解			―					
12	評価結果の反映の方向性			分析対象期間内において本措置を適用した例はないが、委託者が安心して取引できる市場整備のため、引き続き本措置を実施する。					
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和3年8月					